

# 酒類提供等営業に係る不当な勧誘、 料金の不当な取立て等の規制等に関する条例

～いわゆるぼったくり防止条例～

平成29年7月1日施行

## 酒類提供等営業に係る主な規制

### 料金等の表示義務



営業所には料金等を客の見やすいように掲げるなどしなければなりません。

### 不当な勧誘等の禁止



何人も、低廉な料金であると誤認させて客となるように勧誘や広告宣伝をしてはいけません。

### 料金等の不当な取立ての禁止



何人も、粗野・乱暴な言動など迷惑な方法で料金等の取立てをしてはいけません。

### 客引きを受けた客の立ち入らせの禁止



違法な客引きを受けた者を客として営業所に立ち入らせてはいけません。

違反した場合 →

県内全域：行政処分(指示・営業停止)

※ 営業停止命令違反は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

特別区域：罰則(6月以下の懲役又は50万円以下の罰金)

## ～いわゆる「ぼったくり防止条例」～

### 建物提供者に対する規制

#### 責務・勧告及び公表

建物提供者は、提供する建物が条例に違反する営業に使用されないよう適正管理に努めなければいけません。

違反した場合(特別区域)

→勧告・公表

#### 情を知っての建物提供の禁止

条例に違反することを知りながら、建物を提供してはいけません。

違反した場合(特別区域)

→6月以下の懲役 又は  
50万円以下の罰金

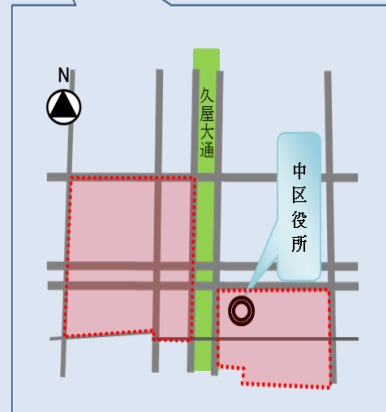
### 特別区域(罰則適用区域)



・名古屋市中区錦三丁目の区域

・名古屋市中区栄三丁目1番から15番まで、

栄四丁目、栄五丁目1番及び3番から7番までの区域



# 公表

条例違反店を  
インターネットで公表します。



 条例について、詳しくは愛知県警察ホームページをご参照ください。